

## 船舶事故調査報告書

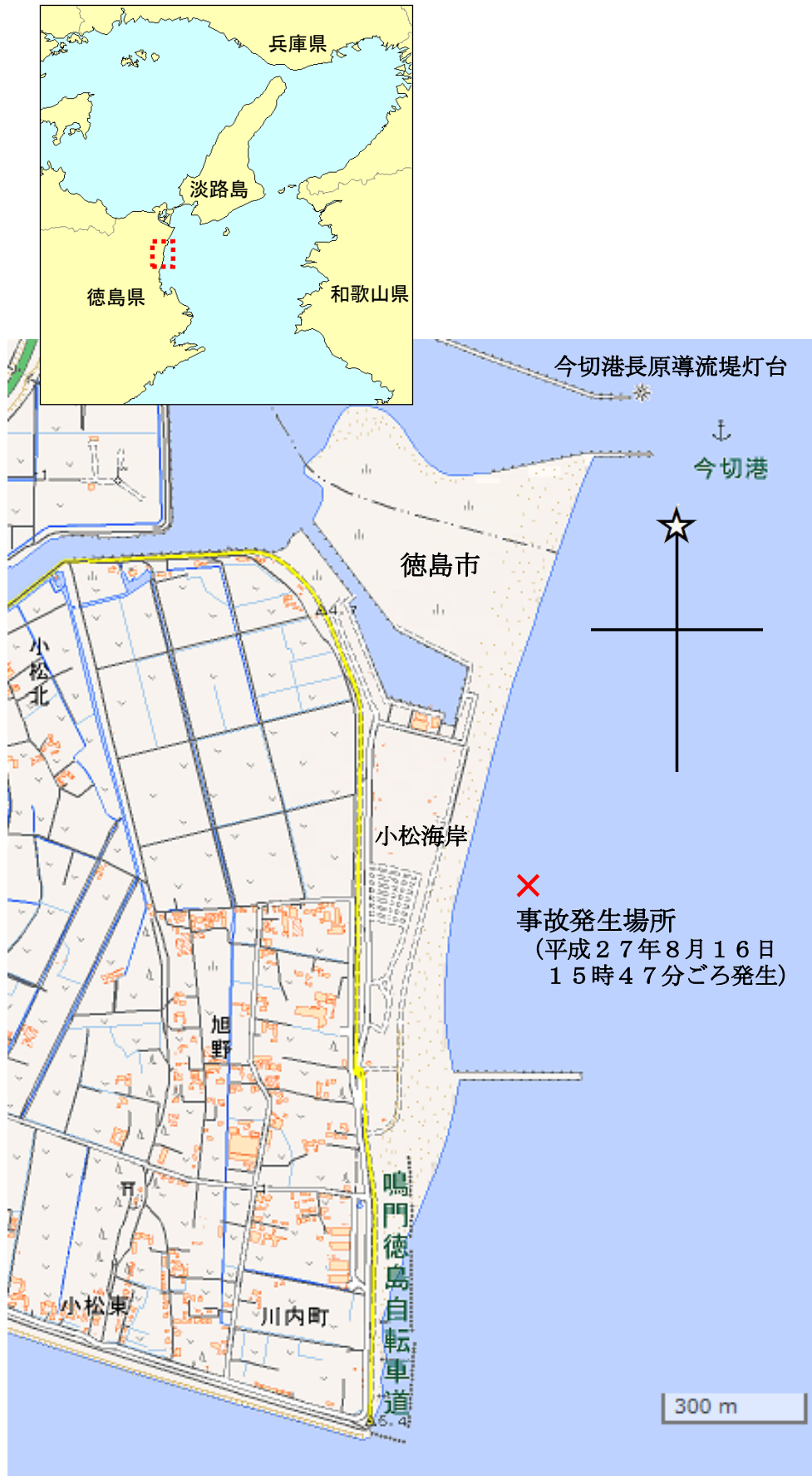
平成28年11月24日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成27年8月16日 15時47分ごろ
発生場所	徳島県徳島市小松海岸東方沖 <small>いまぎれ</small> 今切港長原導流堤灯台から真方位193° 1,060m付近 （概位 北緯34° 05.7′ 東経134° 36.4′）
事故の概要	水上オートバイサンシャインは、発進した際、同乗者1人が落水して負傷した。
事故調査の経過	平成27年9月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ サンシャイン、0.2トン 250-53453徳島、個人所有 2.93m (Lr) × 1.16m × 0.44m、FRP ガソリン機関、144.2kW、平成20年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 31歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成25年8月5日 免許証交付日 平成26年6月30日 （平成30年8月4日まで有効） 同乗者A 男性 31歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、3人掛けの座席の中央部に座り、前部に同乗者Aを、後部に知人（以下「同乗者B」という。）をそれぞれ乗せ、小松海岸から発進した。 本船は、波の立っていない場所に移動して停留し、船長が座席の前部に、同乗者Bが中央部に、同乗者Aが後部にそれぞれ移動した後、平成27年8月16日15時47分ごろ北方に向けて発進した。 船長は、同乗者Bから同乗者Aが落水したことを知らされ、後ろを振り向いたところ、約50m後方の停留していた場所付近に浮いてい

	<p>る同乗者 A を認めた。</p> <p>船長は、反転して同乗者 A に近づいたとき、付近の海水が濁っていたので、同乗者 A が出血していることを知った。</p> <p>同乗者 A は、船長及び同乗者 B により本船へ引き揚げられた後、小松海岸に運ばれ、知人が 119 番通報で要請した救急車により、病院に搬送され、会陰部裂傷及び直腸穿孔等と診断された。</p> <p>(付図 1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、乗船前、同乗者 A 及び同乗者 B に対し、乗船中は前に座っている人の体につかまるように指示していた。</p> <p>船長は、北方に向けて発進する際、同乗者 A 及び同乗者 B に声を掛け、返事があったので、後ろを振り向いて体勢を確認していなかった。</p> <p>船長及び同乗者 2 人は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>同乗者 A は、下半身にはトランクスを着用していた。</p> <p>船長は、平成 26 年 8 月に本船を購入し、これまで 20 回ほどの操縦経験があった。</p> <p>本船の取扱説明書には以下のような記載があり、操縦ハンドル手前のグローブボックスの蓋に貼り付けられたラベルにも同様の警告が英文で記載されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落水やジェットスラストノズルに近づくことによって体腔内に水が入ると、内臓に重大な損傷を与える恐れがあります。通常の水着では、男女を問わず、高圧の水が下半身から体内へ浸入するのを十分に防ぐことはできません。すべての乗船者は、ウェットスーツボトム、あるいはこれと同等の保護効果の期待できるものを着用して下さい。</li> </ul>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 あり なし</p> <p>本船は、小松海岸東方沖において、船長が、座席の中央部に同乗者 B を、後部に同乗者 A をそれぞれ乗せ、本船を発進させた際、同乗者 A が、後方に落水し、ウォータージェット推進装置の噴流を下半身に受けたことから、下半身開口部から体腔内に水が入るなどして負傷したものと考えられる。</p> <p>同乗者 A から情報が得られず、同乗者 A が落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、小松海岸東方沖において、船長が、座席の中央部に同乗者 B を、後部に同乗者 A をそれぞれ乗せ、本船を発進させた際、同乗者 A が、後方に落水し、ウォータージェット推進装置の噴流を下半身に受けたため、下半身開口部から体腔内に水が入るなどした</p>

	<p>ことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、発進時、同乗者が落水を防止する体勢を取ったことを確認すること。</li> <li>・ 船長は、水上オートバイから落水した際の危険性について、十分に理解し、また、同乗者に対し、事前に落水した際の噴流による負傷の危険性を説明すること。</li> <li>・ 水上オートバイに同乗する者は、落水した際のジェット噴流による負傷に備え、身体を保護できるウェットスーツボトム等を着用することが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



※国土地理院Webサイトの地理院地図使用